証券コード　7277
平成29年６月６日

株　主　各　位

東京都町田市南成瀬四丁目21番地１
株　式　会　社　Ｔ　Ｂ　Ｋ
取締役社長　　岸　　高　明

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月21日（水曜日）午後５時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月22日（木曜日）午前10時

２．場　　所　東京都町田市原町田三丁目２番９号
ベストウェスタン　レンブラントホテル東京町田
地下１階　珊瑚の間
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえご来場ください。）

株主懇親会の中止について

株主の皆様との懇親会につきましては、近年ご出席される株主様の増加に伴う会場混雑、及びご来場いただくことができない株主様との公平性等も鑑みたうえで慎重に検討を重ねた結果、取り止めることといたしました。株主の皆様にはご理解いただきたくお願い申しあげます。

３．目 的 事 項

報 告 事 項　１．第81期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第81期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　取締役７名選任の件

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

第３号議案　役員賞与支給の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、紙資源の節約のため、「本招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tbk-jp.com/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役会及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tbk-jp.com/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、年度前半には中国経済をはじめとした新興国や資源国の景気減速や、英国のＥＵ離脱問題などにより、不透明感が高まりました。一方、米国経済の回復が続く中、年度後半には世界的に景気持ち直しの兆しが見えるなど、緩やかな回復を続けました。

わが国の経済は、所得・雇用環境の改善や堅調な企業業績などにより、総じて底堅く、全体としては、緩やかな回復基調を続けました。

当社グループの関連するトラック製造業界では、国内においては長年の投資抑制の反動による更新需要に加え、排出ガス規制強化による買い替え需要などにより、当連結会計年度の普通トラック（積載量４トン以上）の国内登録台数は、上期45,781台、下期52,325台、通期98,106台（前年度比11.2％増）となりました。

一方、海外市場への輸出は、北米向けの一部が好調であったものの、アセアン向け輸出が落ち込んだことなどにより、全体として低調なものとなりました。

また、建設・産業機械業界では、資源国・新興国向け輸出に回復の兆しが見えたものの、引き続き弱含みで推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、新興国向け輸出の低調や一部既存商権の消失があったものの、タイを中心としたターボエンジン部品などの商権が伸長した結果、466億40百万円（前年度比0.9%減）となりました。

損益面につきましては、売上高が減少しましたが、自動車部品等製造事業を中心とした、国内における生産合理化投資の効果や経費削減の努力により、経常利益は17億99百万円（同56.4%増）となりました。一方で、経営資源を中核事業である自動車部品等製造事業へ集中し、より一層の収益改善及び財務体質の強化を図るために、旧工場跡地の土地及び建物を売却したことで、賃貸借契約解約益として20億１百万円を特別利益に、固定資産売却損として46億69百万円を特別損失に計上いたしました。また、「ふくしま産業復興企業立地補助金」の受給が確定したことによる補助金収入として15億14百

万円を特別利益に、圧縮記帳による固定資産圧縮損として12億17百万円を特別損失に計上いたしました。

その結果、親会社株主に帰属する当期純損失は82百万円（前年度は親会社株主に帰属する当期純利益６億33百万円）となりました。

当社グループでは、新規商権の獲得を目指した製品展開として、コスト低減を加えた軽量化ブレーキを新規に投入するとともに、商用車分野以外において、ブレーキや電動ポンプなどの新規商権の開拓・拡大を図っております。また、回生技術を活用した発進補助システムの開発を進めています。

さらに、今後の成長が見込める海外においては、引き続き事業拡大を進めております。

タイにおいては、お客様の現地生産化に対応し、ブレーキの摩擦材の製造拠点であるTBK TECHNOLOGY (THAILAND) CO., LTD.を設立し、当連結会計年度より連結子会社としております。

中国においては、中長期的な成長市場ととらえ、商権の獲得や原価低減に努めてまいりましたが、中国国内の事業運営の効率化を図るため、当連結会計年度よりTBK China Co., Ltd.を連結子会社としております。また、関連会社であるChangchun FAWSN TBK Co., Ltd.の損益に及ぼす影響が増したため、当連結会計年度より持分法適用会社としております。

これらのほか、米国及びインドにおいては、ポンプ製品を中心とした事業の拡大と収益体質の強化を推し進めております。

企業集団の売上概況

セグメントの名称			当連結会計年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）	前年度比
			百万円	%
自動車部品等製造事業	日本	ブレーキ	16,722	△3.4
		エンジンコンポーネント他	14,087	△3.0
		小計	30,809	△3.2
	アジア	ブレーキ	3,097	15.9
		エンジンコンポーネント他	10,914	7.9
		小計	14,011	9.6
	北米	ブレーキ	－	－
		エンジンコンポーネント他	1,477	△23.7
		小計	1,477	△23.7
不動産賃貸事業	日本		343	△36.3
合計			46,640	△0.9

（注）　不動産賃貸事業は平成29年２月28日の所有権移転をもって終了し、翌連結会計年度以降、不動産賃貸事業セグメントはなくなります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は45億60百万円となりました。

その主なものは、タイにおいて新規商権や既存商権の受注が拡大していることに伴う生産増強など、生産ラインの増設や新工場の建設に関する設備投資、国内において新興国に対し競争力ある原価の実現を目的とした戦略的商品の投資などであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中、設備投資資金として、金融機関より、長期借入金として10億51百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 78 期 平成26年３月期	第 79 期 平成27年３月期	第 80 期 平成28年３月期	第 81 期 (当連結会計年度) 平成29年３月期
売上高（百万円）	45,607	47,058	47,086	46,640
経常利益（百万円）	3,452	2,870	1,150	1,799
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円）	2,675	2,152	633	△82
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	91.20	73.40	21.60	△2.80
総資産（百万円）	53,026	61,399	63,349	57,443
純資産（百万円）	28,435	32,079	29,819	29,851

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東京精工株式会社	300百万円	100.0%	ブレーキ部品、ポンプ、エンジン関連部品の製造販売
ティービーアール株式会社	375百万円	100.0%	ブレーキ部品、ポンプ部品、エンジン関連部品の製造販売
ティービーケイ販売株式会社	160百万円	100.0%	ブレーキ部品、ポンプ、ポンプ部品の販売
TBKK (Thailand) Co., Ltd.	205百万バーツ	93.8% (6.6%)	ブレーキ、ポンプ、エンジン関連部品の製造販売
TBK TECHNOLOGY (THAILAND) CO., LTD.	162百万バーツ	100.0% (40.0%)	ブレーキライニングの製造販売
TBK India Private Ltd.	288百万ルピー	80.0% (20.0%)	ポンプの製造販売
TBK America, Inc.	14百万USドル	100.0%	ポンプの製造販売
Full Win Developments Ltd.	15百万香港ドル	80.0%	ブレーキライニングの販売
Qiaotou TBK Co., Ltd.	13百万香港ドル	100.0% (100.0%)	ブレーキライニングの製造販売
Chang'an TBK Co., Ltd.	8百万香港ドル	100.0% (100.0%)	ブレーキライニングの製造販売
TBK China Co., Ltd.	1百万USドル	80.0%	ポンプの製造販売
Changchun TBK SHILI Auto Parts Co., Ltd.	38百万人民元	100.0%	ブレーキライニングの製造販売

(注) 1. 出資比率の( )内は間接所有割合であります。

2. 前連結会計年度において非連結子会社であったTBK TECHNOLOGY (THAILAND) CO., LTD.及びTBK China Co., Ltd.は、重要性が増したことにより当連結会計年度より、連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは「お客様に喜んで頂く商品をつくり、社会に貢献する」を経営理念に掲げ、トラック製造業界、建設・産業機械業界をはじめ、実際に商用車や産業用機械を運転されるお客様の立場に立ち、ニーズを先取りした提案型の製品開発、設計、生産を行うとともに、製品の安全性を高め、しっかりとした品質が保証できるものづくりに真摯に取り組み、社会にとって必要な企業であり続けることが、株主の皆様をはじめ、当社を取り巻くすべてのステークホルダーにとって、真の企業価値の向上をもたらすものと考えております。

このような企業を実現するためには、持続可能な成長と安定した収益基盤の維持強化が必要であるとの認識に立ち、当社グループでは「第13次中期経営計画」を策定し、実行しております。

第13次中期経営計画では、中長期的に国内市場の成長鈍化、お客様の海外生産シフト、アジアを中心とした新興国市場の成長が見込まれる中、「売上高の拡大」、「グローバル競争力の強化」、「グローバル人材の育成」、「企業の信頼性の確立」を経営方針に掲げ、さらなる競争力の強化とともに、業績の拡大と企業価値の向上を目指しております。

① 売上高の拡大

中長期的に国内市場の成長が鈍化する一方、アジアを中心とした新興国市場の成長が続くと見込まれる中、国内外での新規商権の獲得などに注力し、中期経営計画最終年度となる平成31年３月期に、「連結売上高550億円」、「連結経常利益44億円」、「連結経常利益率８％」の達成を目指してまいります。

② グローバル競争力の強化

売上高の拡大を実現するため、海外ではタイを中心としたアジア地域での新規商権の獲得や日系トラックメーカーの現地生産化に対応した増産投資を行ってまいりました。タイでは、新工場への移転が平成29年３月末までに概ね完了し、早期立ち上げを進めております。さらに、ブレーキの摩擦材の製造拠点であるTBK TECHNOLOGY (THAILAND) CO., LTD.につきましても、早期稼働に向け準備を進めております。また、その他の地域においても、新規商権の獲得など事業の拡大を進めてまいります。

国内においては、電動ポンプや発進補助システム等の省エネ環境対応商品の開発・受注活動に努めるとともに、第12次中期経営計画から取り組んできた生産合理化投資等の効果をさらに高め、国内事業の競争力強化に取り組んでまいります。

また、自動車部品を製造するメーカーの責任として、海外事業の拡大に対応した品質管理体制の一層の強化及び、本社部門・開発部門の機能強化にも取り組んでまいります。

③ グローバル人材の育成

企業の競争力の源泉は人材であるとの認識の下、企業のグローバル展開を支えるグローバル人材の確保・育成が必要と認識しております。このため、福島県内の工場に続き、成長が続くタイにおいても現地社員の人材育成・技術向上を目的とした教育センターの開設準備を始めるなど、国内外において企業の成長を牽引していける次世代の経営幹部及び技術者の育成に努めてまいります。

また、若手社員を海外に積極的に派遣するトレーニー制度を始めるなど、グローバル人材の育成に取り組んでまいります。

④ 企業の信頼性の確立

コンプライアンス及びリスクマネジメント等を基礎とした社会・環境と調和のとれた事業活動を行うことにより、当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーとの健全で良好な関係を維持向上させるとともに、社会の持続的な発展に貢献し、企業の社会的責任を果たせるよう努めてまいります。

以上の方針の下、第13次中期経営計画の２年目となる平成30年３月期は、経営資源を中核事業である自動車部品等製造事業へ集中することにより、既存商権の拡大や新商権の獲得による売上高の拡大、海外事業の主力であるタイ事業の収益力強化、IoTを活用したさらなる生産性の向上、グローバル人材の育成などに取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

各種自動車用・産業機械用のブレーキ、水ポンプ・油ポンプ・電動ポンプ、エンジン関連部品の製造販売。

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年３月31日現在）

① 当社

本社	東京都町田市
福島工場	福島県石川郡玉川村

② 子会社

東京精工株式会社	福島県石川郡玉川村
ティービーアール株式会社	山形県鶴岡市
TBKK (Thailand) Co., Ltd.	タイ国チョンブリ県

(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,884（695）名	97（17）名

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の年度末人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
382（153）名	△8（△2）名	40.1歳	12.3年

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の年度末人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,701百万円
株式会社横浜銀行	2,731
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	1,500

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　76,000,000株
② 発行済株式の総数　29,424,635株
③ 株主数　13,891名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
いすゞ自動車株式会社	2,798千株	9.54%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,800	6.14
朝日生命保険相互会社	1,610	5.49
株式会社三井住友銀行	1,423	4.85
株式会社横浜銀行	1,423	4.85
三菱重工エンジン＆ターボチャージャ株式会社	1,341	4.57
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	994	3.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	855	2.92
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	632	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	629	2.15

（注）　持株比率は自己株式（97,369株）を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年３月31日現在）
該当事項はありません。
② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

氏　　名	会社における地位及び担当	重要な兼職の状況
岸　　高明	取締役社長（代表取締役）	Changchun FAWSN TBK Co., Ltd. 董事長
片山博照	取締役常務執行役員海外事業・開発部門統括	
山田健次	取締役常務執行役員総務部長企画・管理部門統括	
小豆畑　　智	取締役執行役員ＩＴ推進室・国内営業部門・生産管理部担当	
髙橋　　浩	取締役	
山崎正之	取締役	岩崎電気株式会社社外監査役
福本啓介	常勤監査役	
松本充功	監査役	菱信データ株式会社代表取締役社長
大塚啓一	監査役	大塚公認会計士事務所代表

（注）１．取締役髙橋浩氏及び山崎正之氏は、社外取締役であります。

２．常勤監査役福本啓介氏並びに監査役松本充功氏及び大塚啓一氏は、社外監査役であります。

３．監査役の財務及び会計に関する相当程度の知見の事実

監査役大塚啓一氏は、昭和57年８月に公認会計士登録をし、長年監査法人で監査実務に携わるとともに代表社員を務められ、財務及び会計に関する専門的な知見を有するものであります。

４．平成28年６月16日開催の第80回定時株主総会において、取締役小豆畑智氏並びに監査役福本啓介氏及び大塚啓一氏が新たに選任され、就任いたしました。

５．平成28年６月16日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって、取締役荷宮訓氏並びに監査役鈴木貞雄氏及び前原輝幸氏は、任期満了により退任いたしました。

６．当社は、取締役髙橋浩氏及び山崎正之氏並びに監査役福本啓介氏、松本充功氏及び大塚啓一氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	報　酬	賞　与	合　計
取　締　役	7名	123百万円	20百万円	143百万円
監　査　役	5	21	－	21
合　　計 （うち社外役員）	12 (7)	144 (31)	20 (0)	164 (31)

（注） 1．取締役の報酬限度額は、平成25年６月20日開催の第77回定時株主総会において、年額３億５千万円以内と決議いただいております。
2．監査役の報酬限度額は、平成18年６月23日開催の第70回定時株主総会において、年額４千万円以内と決議いただいております。
3．賞与は、当事業年度の役員賞与引当金の繰入額です。

③ 社外役員に関する事項

1．取締役　髙橋　浩

1)他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況
該当事項はありません。

2)他の法人等の社外役員の兼職の状況
該当事項はありません。

3)主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

4)当事業年度における主な活動状況
当事業年度中に開催した取締役会17回のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

5)当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

2．取締役　山崎　正之

1)他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況
該当事項はありません。

2)他の法人等の社外役員の兼職の状況
岩崎電気株式会社の社外監査役であります。
なお、当社は岩崎電気株式会社との間に取引関係はありません。

3)主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

4)当事業年度における主な活動状況
当事業年度中に開催した取締役会17回のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
5)当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

3．常勤監査役　福本　啓介
1)他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況
該当事項はありません。
2)他の法人等の社外役員の兼職の状況
該当事項はありません。
3)主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
4)当事業年度における主な活動状況
就任後、当事業年度中に開催した取締役会14回のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、10回開催された監査役会に全回出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行いました。
5)当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

4．監査役　松本　充功
1)他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況
菱信データ株式会社の代表取締役社長であります。
なお、当社は菱信データ株式会社との間に取引関係はありません。
2)他の法人等の社外役員の兼職の状況
該当事項はありません。
3)主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
4)当事業年度における主な活動状況
当事業年度中に開催した取締役会17回のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、13回開催された監査役会に全回出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行いました。

5) 当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

５．監査役　大塚　啓一

1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

大塚公認会計士事務所代表であります。

なお、当社は大塚公認会計士事務所との間に取引関係はありません。

2) 他の法人等の社外役員の兼職の状況

該当事項はありません。

3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

4) 当事業年度における主な活動状況

就任後、当事業年度中に開催した取締役会14回のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、10回開催された監査役会に全回出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行いました。

5) 当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

④　責任限定契約の内容の概要

当社は、平成27年６月18日開催の第79回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び監査役の全員と締結した責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	54百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」（平成26年４月10日最終改正）等を参考に、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容や職務執行状況、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は相当であると判断いたしております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、当社定款に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備についての決定内容は、以下のとおりであります。(最終改定　平成28年３月22日)

①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念及びそれを具体化したコンプライアンス行動指針を定め、当社の取締役及び使用人に、法令、社会規範、企業倫理の尊重、遵守を周知徹底します。

当社グループは、リスク管理・コンプライアンス規則を制定し、それに基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置し、各部・工場よりコンプライアンスに関わる事項の報告を受け審議するとともに、重要な事項については当社の取締役会に付議又は報告し、審議、決定する体制とします。また、コンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスの徹底に努め、取締役及び使用人の法令・定款等の違反行為に対しては、リスク・コンプライアンス委員会の勧告に基づき厳正に処分を行います。内部監査部門による監査を実施し、取締役会に対して、コンプライアンスの状況を報告するとともに、その体制の見直しを随時行います。

社外取締役を選任し、取締役会の監督機能の強化、決議の公平性と透明性を図ります。監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役及び使用人の職務の執行における法令・定款等の遵守状況を監視します。

監査役を通報窓口とする内部通報制度を整備し、法令・定款等の違反行為を未然に防止するとともに、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努めます。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備、運用を行います。

反社会的勢力を断固として排除、遮断することを全社に周知徹底し、反社会的勢力による不当要求がされた場合には、総務部門を対処部署とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対処します。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書その他の取締役の職務の執行に関わる文書等は、法令及び文書記録管理規則に基づき、適切に保存、管理を行います。取締役会議事録、執行役員会議事録及びそれぞれに付議された資料等をデータベース化し、取締役及び監査役が、これらの情報を必要に応じて随時閲覧できる体制とします。

会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設けるとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適切に開示します。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの業務執行に関わるリスクの把握と管理を目的としてリスク管理・コンプライアンス規則を定め、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行います。

当社グループは、リスク管理・コンプライアンス規則に基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置し、各部・工場よりリスク管理に関わる事項の報告を受け審議するとともに、重要な事項については当社の取締役会に付議又は報告し、審議、決定する体制とします。

大規模災害の発生に備え、災害時緊急対応マニュアルを制定し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備します。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化します。

決裁規則を定め、重要性に応じた意思決定を行い、また、執行役員会を設置する等、意思決定を迅速化します。執行役員会は代表取締役社長の業務執行を補佐するため、検討・決議を行います。

会社の組織機能や運営基準を経営組織規則及びグループ職務分掌規則に定め、業務を効率的に遂行します。

取締役会は、中期経営計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの目標を設定し、実績を管理します。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社管理規則を定め、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の当社に対する報告体制を明確にするとともに、決裁規則に基づき、当社における事前承認事項及び報告事項を明確にし、その執行状況をモニタリングします。

子会社は、経営目標や経営課題の達成状況をグループ経営会議において当社に対し報告し、子会社の経営状況、重要課題の遂行状況が適宜把握できる体制とします。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの業務執行に関わるリスクの把握と管理を目的としてリスク管理・コンプライアンス規則を定め、グループ内で発生することが想定されるリスクを把握し管理する体制を整備します。

子会社は、リスク管理に関わる事項をリスク・コンプライアンス委員会へ報告し、重要な事項については当社の取締役会において報告、審議する体制とします。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、必要に応じて当社取締役及び使用人を子会社に派遣し、子会社の取締役の効率的な業務執行を監督します。

子会社の意思決定について、グループ会社管理規則及び決裁規則に明文化し、それぞれ重要性に応じた意思決定を行います。

ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念及びそれを具体化したコンプライアンス行動指針を定め、子会社の取締役等及び使用人に、法令、社会規範、企業倫理の尊重、遵守を周知徹底します。

子会社はコンプライアンスに関わる事項をリスク・コンプライアンス委員会へ報告し、重要な事項については、当社の取締役会において、報告、審議する体制とします。

⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査部門の要員に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命ずることができます。監査役よりその職務を補助すべきその他の補助者の配置の求めがあった場合は、監査役と協議のうえ人選を行います。

監査役の補助者に関する人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の了解を得るものとします。

監査役の補助者は、その職務を遂行するに当たって、監査役の指揮、命令にのみ服します。

⑦当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告します。

当社は、監査役を通報窓口とする内部通報制度の運用により、法令、定款又は社内規則に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に関わる通報について、監査役への適切な報告体制を確保します。

子会社の取締役等及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに直接又は当社の子会社担当部署を通じて当社の監査役に報告します。

当社は、内部通報制度の適用先に重要な子会社を含め、子会社における法令、定款又は社内規則に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に関わる通報について、監査役への適切な報告体制を確保します。

監査役は、当社及び子会社の取締役等又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負いません。

社内通報規則に基づき、内部通報をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを当社及び内部通報制度が適用される重要な子会社に明示し、周知徹底します。

⑧当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑨その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会、執行役員会及びグループ経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる体制を確保します。

監査役が、代表取締役、社外取締役、会計監査人、内部監査部門とそれぞれ適宜に意見交換できる体制を確保します。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制についての運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス重視の企業風土の一層の醸成を目指して、当社及びグループ各社の取締役及び従業員に対し、当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念やそれを具体化したコンプライアンス行動指針について、その主要部分を掲載した「グループ行動指針」（小冊子）を配布するなど、その浸透を図りました。

弁護士を講師として役員向けのコンプライアンス研修を実施し、また、当社グループ国内各社の従業員を対象に、コンプライアンス行動指針に関する勉強会を実施しました。

代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、社内通報やリスク管理・コンプライアンスに関する重要事項に関し、各所管部署から報告を受け、対応を検討しました。また、半期ごとに取締役会に対し、コンプライアンスの状況やコンプライアンスリスクの管理状況について報告を行いました。

業務監査室による内部監査を実施し、その結果を定期的にリスク・コンプライアンス委員会及び取締役会に報告しました。

取締役会の監督機能の強化を目指し、新たに取締役会の下部委員会として社外取締役を委員長とする任意の指名委員会を設置し、半期ごとに開催しました。また、監督機能の強化と決議の公平性、透明性を図るため、取締役会規則及び決裁規則を見直し、改定決議を行いました。

９件の社内通報が寄せられましたが、すべて軽微な内容で適正に処理を行いました。主務官庁の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」の改正に伴い、社内通報規則を改定しました。また、就業規則に社内通報者の保護の章を独立して設け、通報者の保護と通報者に対する不利益取扱いの禁止、懲戒処分の対象となる事由を明示するなど規定の充実を図りました。

財務報告に係る内部統制に関し、従来、全社的内部統制の評価対象であるタイ子会社の TBKK (Thailand) Co., Ltd. について、当社グループの財務報告における重要性が増したため、今年度より業務処理統制の評価対象としました。また、財務報告に係る内部統制を専ら報告・検討する内部統制委員会を７回開催するとともに、整備・評価状況等について定期的に取締役会に報告しました。

反社会的勢力を断固として排除、遮断することを全社に周知徹底するとともに、就業規則の服務規律に反社会的勢力との決別の規定を新設しました。また、反社会的勢力への対応をコンプライアンスリスクとしてとらえ、リスク・コンプライアンス委員会にて検討を行い、取引先との購買基本契約や秘密保持契約に反社会的勢力排除条項を追加するなどの対応を進めました。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関わる文書等は、所管部署が適切に保存、管理を行いました。また、株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録及びそれぞれに付議された資料等をデータベース化し、取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて随時閲覧しました。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの業務執行に関わるリスクの把握と管理を行い、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備に努めました。

代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、リスク管理に関する重要事項に関し、各所管部署から報告を受け、対応を検討しました。また、半年ごとに取締役会に対し、リスク管理の状況について報告を行いました。

大規模災害の発生に備え、部品材料等のサプライチェーンの状況について、適宜把握・管理できる体制を整備し、運用しました。また、大規模地震の発生を想定した避難訓練を本社及び工場にて実施しました。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会が重要な業務執行の決定に注力し、監督機能の一層の発揮に努められるよう、取締役会規則及び決裁規則を見直し、改定決議を行いました。

また、代表取締役社長の下に設置されている執行役員会が、その業務執行責任の下、一層機動的かつ効率的な業務執行に努められるよう、執行役員会規則を改定しました。

取締役会は、中期経営計画について、主要経営目標の進捗についての定期的な検証を行い、また、年度の目標を設定し、実績を管理しました。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社管理規則を定め、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の当社に対する報告体制・報告事項を明確にしており、子会社の重要な意思決定については、当社の決裁規則に基づき、当社の所管部署を通じて、事前承認申請又は報告を受けました。子会社がその重要な意思決定についての当社の事前承認又は報告を要する事項を一層明確にするため、決裁規則を改定しました。

また、子会社は、経営目標や経営課題の達成状況を、当社が原則として四半期ごとに開催するグループ経営会議その他の会議において報告しました。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社は、リスク管理の状況を、必要に応じ当社のリスク・コンプライアンス委員会に報告しました。

海外子会社は、グループ経営会議において、四半期ごとにリスクの認識とその管理状況について報告を行いました。

子会社のリスク管理に関する事項のうち重要なものを、当社は取締役会に報告しました。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役及び幹部社員を子会社に派遣し、取締役や主要な管理職に就任させることにより、子会社の取締役の効率的な業務執行を監督、補助しました。

子会社はその意思決定に当たり、当社のグループ会社管理規則及び決裁規則に基づき、所管部署を通じて、重要性に応じ事前承認申請又は報告を行いました。

また、子会社がその重要な意思決定についての事前承認又は報告を要する事項を一層明確にするため、当社の決裁規則を改定しました。

ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス重視の企業風土の一層の醸成を目指して、グループ各社の取締役及び従業員に対し、当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念やそれを具体化したコンプライアンス行動指針などについて、その主要部分を掲載した「グループ行動指針」（小冊子）を現地語に翻訳、配布するなど、その浸透を図りました。

子会社は、コンプライアンスの状況を、必要に応じ当社のリスク・コンプライアンス委員会に報告しました。

子会社のコンプライアンスに関する事項のうち重要なものを、当社は取締役会に報告しました。

財務報告に係る内部統制に関し、従来、全社的内部統制の評価対象であるタイ子会社の TBKK（Thailand）Co., Ltd. について、当社グループの財務報告における重要性が増したため、今年度より業務処理統制の評価対象としました。また、業務監査室による業務処理統制に関する現地指導を行いました。

⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役から特段の要請はありませんでした。

⑦当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社又は子会社の取締役及び従業員は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた事項について、速やかに監査役に報告しました。

監査役を通報窓口とする社内通報制度の運用により、社内通報に関し、監査役への適切な報告体制を確保しました。社内通報規則に基づき、社内通報をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことをすべての従業員に対し周知徹底を図りました。また、就業規則に社内通報者の保護の章を独立して設け、通報者の保護と通報者に対する不利益取扱いの禁止、懲戒処分の対象となる事由を明示するなど規定の充実を図りました。

⑧当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じた費用について、監査役の請求に基づき速やかに処理を行いました。

⑨その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、執行役員会及びグループ経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べました。また、監査役は、代表取締役社長、社外取締役、会計監査人、業務監査室長とそれぞれ適宜に意見交換を行いました。

監査役会の要請により、監査役会、監査役会と会計監査人との意見交換、監査役会と社外取締役との意見交換の開催時に業務監査室長が同席するなど、監査役に対し、コンプライアンスやリスク管理の状況、内部監査の状況、財務報告に係る内部統制の評価状況等について、業務監査室長が適宜情報提供や意見交換を行いました。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付け、長期的に安定した収益基盤・健全で効率的な財務基盤を確立したうえで、安定配当の継続と収益状況に応じた利益還元をすることを基本方針としております。

上記方針のもと、剰余金の配当は、親会社株主に帰属する当期純利益を基準に、中長期的な収益状況を勘案したうえで、配当性向30%を目指してまいります。

なお、当事業年度においては、親会社株主に帰属する当期純損失を計上する結果となりましたが、これは当社の旧工場跡地の土地及び建物を売却したことに伴う特別損失を計上したことを主因とした一時的なものであることから、期末配当金につきましては、平成29年５月11日開催の取締役会において1株につき８円とさせていただきました。

すでに平成28年12月５日に実施済みの中間配当金１株当たり８円と合わせまして、年間配当金は１株当たり16円となります。

(9) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**24,145**	**流動負債**	**18,065**
現金及び預金	5,722	支払手形及び買掛金	4,044
受取手形及び売掛金	11,249	電子記録債務	2,356
電子記録債権	714	短期借入金	6,396
たな卸資産	4,082	リース債務	500
未収還付法人税等	31	未払法人税等	1,780
繰延税金資産	426	賞与引当金	772
その他	1,921	役員賞与引当金	20
貸倒引当金	△4	製品保証引当金	71
固定資産	**33,298**	設備関係支払手形	455
〔有形固定資産〕	**27,671**	その他	1,667
建物及び構築物	7,250	**固定負債**	**9,527**
機械装置及び運搬具	11,942	長期借入金	5,719
土地	4,301	リース債務	351
建設仮勘定	2,978	繰延税金負債	557
その他	1,199	再評価に係る繰延税金負債	65
〔無形固定資産〕	**437**	退職給付に係る負債	2,801
ソフトウエア	315	その他	32
その他	122	**負債合計**	**27,592**
〔投資その他の資産〕	**5,188**	**純資産の部**	
投資有価証券	3,575	**株主資本**	**27,713**
関係会社出資金	839	資本金	4,617
長期貸付金	333	資本剰余金	259
繰延税金資産	335	利益剰余金	22,873
その他	117	自己株式	△36
貸倒引当金	△12	**その他の包括利益累計額**	**1,622**
		その他有価証券評価差額金	1,164
		土地再評価差額金	112
		為替換算調整勘定	735
		退職給付に係る調整累計額	△389
		非支配株主持分	**515**
		純資産合計	**29,851**
資産合計	**57,443**	**負債・純資産合計**	**57,443**

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**46,640**
売上原価		**40,649**
売上総利益		**5,991**
販売費及び一般管理費		4,172
営業利益		**1,818**
営業外収益		
受取利息	28	
受取配当金	68	
為替差益	13	
持分法による投資利益	143	
その他	58	312
営業外費用		
支払利息	326	
その他	5	331
経常利益		**1,799**
特別利益		
固定資産売却益	3	
補助金収入	1,514	
賃貸借契約解約益	2,001	3,518
特別損失		
固定資産売却損	4,669	
固定資産廃棄損	1	
固定資産圧縮損	1,217	
投資有価証券評価損	27	5,915
税金等調整前当期純損失（△）		**△597**
法人税、住民税及び事業税	1,793	
法人税等調整額	△2,335	△541
当期純損失（△）		**△55**
非支配株主に帰属する当期純利益		26
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△82**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,617	260	18,128	△36	22,969
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△469		△469
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△82		△82
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
連結範囲の変動		△0	△6		△7
持分法適用範囲の変動			29		29
連結子会社株式の取得による持分の増減		△1			△1
土地再評価差額金の取崩			5,273		5,273
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	△1	4,745	△0	4,743
当連結会計年度末残高	4,617	259	22,873	△36	27,713

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	741	5,385	598	△505	6,221	627	29,819
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△469
親会社株主に帰属する当期純損失（△）							△82
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
連結範囲の変動			1		1	1	△3
持分法適用範囲の変動			230		230		260
連結子会社株式の取得による持分の増減						△125	△126
土地再評価差額金の取崩							5,273
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	422	△5,273	△95	115	△4,831	12	△4,819
当連結会計年度変動額合計	422	△5,273	136	115	△4,599	△111	32
当連結会計年度末残高	1,164	112	735	△389	1,622	515	29,851

貸　借　対　照　表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**16,381**	**流動負債**	**11,130**
現金及び預金	4,825	支払手形	7
受取手形	37	電子記録債務	2,356
電子記録債権	674	買掛金	3,577
売掛金	7,005	短期借入金	1,976
たな卸資産	1,047	１年以内に返済予定の長期借入金	356
前払費用	25	リース債務	33
未収入金	2,332	未払金	339
関係会社短期貸付金	147	未払費用	242
繰延税金資産	230	未払法人税等	1,708
その他	63	預り金	21
貸倒引当金	△8	賞与引当金	293
固定資産	**18,284**	役員賞与引当金	20
〔有形固定資産〕	**4,836**	製品保証引当金	20
建物	2,204	設備関係支払手形	164
構築物	339	その他	12
機械及び装置	1,262	**固定負債**	**1,809**
車両運搬具	4	長期借入金	618
工具、器具及び備品	323	リース債務	65
土地	591	繰延税金負債	248
建設仮勘定	110	退職給付引当金	876
〔無形固定資産〕	**273**	**負債合計**	**12,940**
ソフトウエア	271	**純資産の部**	
その他	2	**株主資本**	**21,040**
〔投資その他の資産〕	**13,174**	**資本金**	**4,617**
投資有価証券	3,281	**資本剰余金**	**250**
関係会社株式	3,653	資本準備金	250
関係会社社債	683	その他資本剰余金	0
関係会社出資金	1,279	**利益剰余金**	**16,209**
関係会社長期貸付金	4,740	利益準備金	401
その他	84	その他利益剰余金	15,807
貸倒引当金	△12	特別償却準備金	73
投資損失引当金	△535	別途積立金	2,000
		繰越利益剰余金	13,734
		自己株式	**△36**
		評価・換算差額等	**685**
		その他有価証券評価差額金	1,142
		土地再評価差額金	△456
		純資産合計	**21,726**
資産合計	**34,666**	**負債・純資産合計**	**34,666**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**30,208**
売上原価		**27,955**
売上総利益		**2,253**
販売費及び一般管理費		1,796
営業利益		**457**
営業外収益		
受取利息	53	
受取配当金	506	
その他	35	596
営業外費用		
支払利息	48	
投資損失引当金繰入額	23	
為替差損	13	
その他	1	88
経常利益		**965**
特別利益		
固定資産売却益	0	
補助金収入	831	
賃貸借契約解約益	2,001	2,833
特別損失		
固定資産売却損	4,669	
固定資産廃棄損	0	
固定資産圧縮損	686	
投資有価証券評価損	27	5,383
税引前当期純損失（△）		**△1,585**
法人税、住民税及び事業税	1,462	
法人税等調整額	△2,262	△799
当期純損失（△）		**△785**

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,617	250	0	354	57	2,000	9,778	△36	17,022
当期変動額									
利益準備金の積立				46			△46		－
特別償却準備金の積立					15		△15		－
剰余金の配当							△469		△469
当期純損失(△)							△785		△785
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			△0					0	0
土地再評価差額金の取崩							5,273		5,273
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額	－	－	△0	46	15	－	3,955	△0	4,018
当期末残高	4,617	250	0	401	73	2,000	13,734	△36	21,040

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	719	4,816	5,535	22,557
当期変動額				
利益準備金の積立				－
特別償却準備金の積立				－
剰余金の配当				△469
当期純損失(△)				△785
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
土地再評価差額金の取崩				5,273
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	423	△5,273	△4,849	△4,849
当期変動額	423	△5,273	△4,849	△831
当期末残高	1,142	△456	685	21,726

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月９日

株式会社ＴＢＫ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮　下　卓　士　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　江　森　祐　浩　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＴＢＫの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＴＢＫ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月９日

株式会社ＴＢＫ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮　下　卓　士　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　江　森　祐　浩　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＴＢＫの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、国内子会社の取締役会に出席するとともに、海外を含む子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月10日

株式会社ＴＢＫ　監査役会

常勤監査役　福本啓介 ㊞

監査役　松本充功 ㊞

監査役　大塚啓一 ㊞

（注）常勤監査役福本啓介、監査役松本充功及び監査役大塚啓一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役７名選任の件

現在の取締役全員（６名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名増員し、取締役７名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	きし　たか　あき 岸　高　明 （昭和28年７月１日生）	昭和52年10月　当社入社 平成20年６月　当社執行役員品質保証部長、品質管理部担当 平成21年10月　当社執行役員営業部長 平成24年６月　当社取締役執行役員第一営業部長、第二営業部担当 平成25年４月　当社取締役常務執行役員第一営業部長、国内事業部門統括 平成26年４月　当社代表取締役社長 現在に至る （重要な兼職の状況） Changchun FAWSN TBK Co., Ltd.董事長	24,200株
	（選任理由） 岸高明氏は、当社の代表取締役社長を務め、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統括しております。平成26年４月に代表取締役社長に就任以来、平成28年４月からスタートした「第13次中期経営計画」の策定及び執行するなど、豊富な経験と知見を有しており、当社グループの経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	片山博照（かたやま ひろあき） （昭和26年10月26日生）	昭和60年７月　当社入社 平成16年12月　TBKK（Thailand）Co., Ltd. 常務取締役 平成20年６月　当社執行役員第一開発部長 平成22年４月　当社執行役員開発管理部長、開発部門担当 平成22年６月　当社取締役執行役員開発管理部長、開発部門担当 平成25年４月　当社取締役常務執行役員海外事業部門統括、開発部門担当 平成27年４月　当社取締役常務執行役員海外事業・開発部門統括、品質部門担当 平成28年４月　当社取締役常務執行役員海外事業・開発部門統括 平成29年４月　当社取締役常務執行役員海外事業・開発部門統括、購買部担当 現在に至る	25,500株
	（選任理由） 片山博照氏は、長らく製品の開発設計及び品質部門、海外事業の責任者を務めるなど、製品開発から品質保証までのものづくりと、海外への業務展開において、豊富な経験・実績・知見を有しており、今後も当社グループの製品開発・設計及び海外事業の推進に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	やまだ　けんじ 山田　健次 （昭和30年５月29日生）	平成22年４月　当社入社 平成22年８月　当社執行役員総務部長 平成25年６月　当社取締役執行役員総務部長、業務監査室担当 平成28年４月　当社取締役常務執行役員総務部長、企画・管理部門統括 平成29年４月　当社取締役常務執行役員、企画・管理部門統括 現在に至る	18,000株
	（選任理由） 山田健次氏は、当社ならびに銀行での経営企画部門及びリスク・コンプライアンス部門の責任者を務めるなど、経営及び財務、コンプライアンスの豊富な経験・実績・知見を有しており、当社グループの経営の推進及びコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。		
4	あずはた　さとし 小豆畑　智 （昭和30年４月14日生）	昭和49年３月　東京精工株式会社入社 平成26年４月　当社執行役員生産管理部長 平成27年４月　当社執行役員生産管理部長、営業部門担当 平成27年７月　当社執行役員、営業部門・生産管理部担当 平成28年４月　当社執行役員、国内営業部門・生産管理部担当 平成28年６月　当社取締役執行役員、国内営業部門・生産管理部担当 現在に至る	5,100株
	（選任理由） 小豆畑智氏は、営業部門、生産管理部門での幅広い経験を有しており、生産を管理する基幹システムの刷新に貢献するなど、営業・生産管理に関する経験・実績・知見を有しております。当社グループの売上拡大、生産効率化などに適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	佐藤（さとう） 勉（つとむ） （昭和34年９月１日生）	昭和55年４月　当社入社 平成24年12月　TBK America, Inc. 専務取締役 平成27年４月　当社執行役員福島工場長・製造部長、生産準備室担当 平成28年４月　当社執行役員福島工場長・製造部長、国内工場統括、生産準備室担当 平成29年４月　当社執行役員福島工場長、国内工場統括、品質部門・生産準備室担当 現在に至る	6,100株
	（選任理由） 佐藤勉氏は、製造部門、技術部門での幅広い経験を有するとともに、福島工場長を務めるなど、製造・技術に関する経験・実績・知見を有しており、当社グループの生産性及び品質の向上などに適任であると判断し、新任取締役候補者としたものであります。		
6	髙橋（たかはし） 浩（ひろし） （昭和22年２月２日生）	昭和44年４月　株式会社横浜銀行入行 平成９年６月　同行取締役 平成11年６月　同行常務執行役員 平成12年６月　株式会社京三製作所取締役 平成13年６月　同社常務取締役 平成16年６月　同社取締役常務執行役員 平成21年６月　株式会社ミクニ常勤監査役 平成21年９月　工藤建設株式会社社外取締役 平成26年６月　当社取締役 現在に至る	2,900株
	（選任理由） 髙橋浩氏は、銀行及び事業会社において、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から取締役の職務の執行を監督していただくことにより、当社グループにおいて的確な提言・助言をいただいており、取締役会の機能強化及びコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、社外取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	やま　ざき　まさ　ゆき 山　崎　正　之 (昭和22年９月16日生)	昭和45年４月　株式会社太陽銀行入行 平成10年６月　株式会社さくら銀行取締役 平成13年４月　株式会社わかしお銀行常務取締役 平成15年３月　SMBC融資事務サービス株式会社代表取締役社長 平成23年４月　学校法人東京女子医科大学理事 平成25年６月　岩崎電気株式会社社外監査役 平成27年６月　当社取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） 岩崎電気株式会社社外監査役	2,000株
	（選任理由） 山崎正之氏は、銀行及び事業会社において、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から取締役の職務の執行を監督していただくことにより、当社グループにおいて的確な提言・助言をいただいており、取締役会の機能強化及びコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、社外取締役候補者としたものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．髙橋浩氏及び山崎正之氏は、社外取締役候補者であります。
３．髙橋浩氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
４．山崎正之氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
５．当社は髙橋浩氏及び山崎正之氏との間で、責任限度額を100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。髙橋浩氏及び山崎正之氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、髙橋浩氏及び山崎正之氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

第80回定時株主総会における補欠監査役の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、当社における地位 （重 要 な 兼 職 の 状 況）	所有する当社の株式数
すずき　さだお 鈴　木　貞　雄 （昭和27年10月18日生）	昭和51年４月　朝日生命保険相互会社入社 平成20年７月　同社常勤監査役 平成24年６月　当社常勤監査役 平成28年６月　当社参与 平成29年４月　当社参与退任	6,300株

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 補欠監査役の選任が承認され、鈴木貞雄氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限度額を100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役４名（社外取締役２名を除く）に対し、従来の支給額及び当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与として総額20百万円を支給することといたしたいと存じます。

以　上

株主総会会場ご案内図

東京都町田市原町田三丁目２番９号

ベストウェスタン　レンブラントホテル東京町田

地下１階　珊瑚の間

TEL　042-724-3111

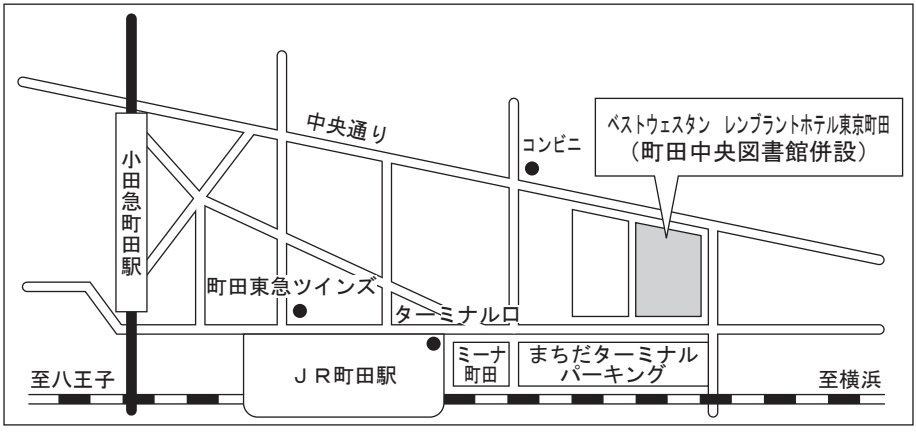

〔最寄駅〕

ＪＲ横浜線　町田駅（ターミナル口）から徒歩２分

小田急線　町田駅から徒歩約８分